

IV-251

土木学原論事始め(その2)

心が形を造る——土木専門家の(義務と修練)行動規範

井上達明建築事務所 個人会員 井上 達明

C. 土木専門家の義務

明治の文明開化の時期、東京大学教授は行政官と二足の草鞋を履いていた。即ち「お上」であり、その上、学うんのうの蘊奥を極めていたので、一般技術者にとっては仰ぎ平伏すべき神であり、市民にとっても仰ぎ見る富士の高嶺であった。このお上が下々の技術者に教示したのが、昭和13年の「土木技術者の信条と実践要綱」¹⁾である。アメリカの CODE OF ETHICS OF ENGINEERS(1977年)も又、市民の立場からの ETHICS とは言い難い。カントの「道徳性」は理想を目指して、その実現に努力する立場であり、ヘーゲルはこれを改め、寧ろ現実の内に存している理法を認識し、そこから我々の為すべきことの基準を求めている。²⁾ 筆者は、これらを念頭に置き、「土木の専門家の抛り所と根本精神」として、博士・教授・一般技術者を一括して市民から見てあるべき姿を求めた。

土木の専門家の抛り所と根本精神——職能者の行動規範

土木の専門家の抛り所

1. 抛り所我々は宇宙自然から生まれ、地球市民と日本国民によって養われていることを常に自覚する。
2. 市民が主人 従って、我々は宇宙地球の自然を天と仰ぎ、日本と世界を愛し、自然と世界と市民を懼れ、市民を裏切ってはならない。即ち、我々は市民に奉仕すべき者であり、市民が主人であることを自覚する。そして公共(未来の世代を含む人類全体及び地球の生き物・自然の総て)の福利保存が総てに優先する。

土木の専門家の根本精神

1. 「必要以上の手」禁止 我々は宇宙地球のこの一員であるので、無反省に必要以上に宇宙と地球自然に手を加えてはならない。
2. 必要最低限の手 我々は治水・護岸・道路・鉄道等の工事にあたって、神・自然・動物と植物を天と仰ぎ、神に祈って、必要最低限の人の手を加えることに止めるべきである。
3. 僭上の禁止 我々は博士・教授といえども、社会の厚遇に思い上がって社会と市民への奉仕を忘却し、その地位に安住して保身のみ図ったりしてはならない。
4. 浪費の禁止 我々は国や自治体の財政を無視し、恣意に市民にとり必ずしも必要でない土木構造物を造って、財政を破綻させたりしてはならない。
5. 自然破壊の禁止 我々は市民にとり必ずしも必要でない土木構造物を造ることにより、自然と地域住民及び動植物の安住を損なうようなことをしてはならない。
6. 情報公開の義務 我々は自己及び自己の組織の保身等の為、土木の業務上自己及び自己の組織の失策により、市民及び市民社会に損害又は危害を加えるような事柄に関し、情報を秘匿してはならない。
7. 情報の活用 社会・市民の為、緊急又は長期的に重要な情報は統合・総合して検討し、社会・市民の為を活用すべきである。その為の組織を土木学会及び政府機関に設置する必要がある。

土木の専門家の実践要綱——職能者の行動規範

1. 品位の練磨 我々は土木の専門家である前に、品位を磨き、自己の安楽と利益を計るエゴイズムを捨て、徳を積み、人間として恥ずかしくない修業を行う。
2. 奉仕 我々は自己の専門的知識及び経験をもって国家的並びに公共的諸問題に対して積極的に社会に奉仕しなければならない。
3. 研究と情報開示 我々は学理、工法の研究に励み、進んでその結果を公表して技術界に貢献しなければならない。

市民・社会、土木専門家・職能家、行動規範、公共の福利、人類(未来の世代)

井上達明建築事務所, 〒555-0011 大阪市西淀川区竹島3丁目7番4号, TEL06-6478-1028, FAX06-6478-1026

らない。又、進んで情報を公開し、土木学会にとって都合の悪い情報といえども、市民に対し隠匿してはならない。——「過チテ改ムルニ憚ルコトナカレ」—— 論語

4. **市民の幸福** 我々は国家の発展、国民の福利に違背するような事業を企図してはならない。
5. **清廉** 我々はその関係する事業の性質上、特に公正で清廉を尊び、かりそめにも社会疑惑を招くような行為をしてはならない。
6. **安全第一** 我々は工事の設計及び施工について安全を第一とし、工事中は従業者のそして完成後市民に害を及ぼすような工事を行ってはならない。万一そのようなことがあれば、その罪万死に値する。
7. **信念と名誉** 我々は個人的利害の為に、その信念を曲げたり或いは技術者全般の名誉を失墜するような行為をしてはならない。
8. **権威に盲従の禁止** 我々は市民に対する自己の責任を自覚し、学会の権威に安住せずそして権威に盲従せず、市民の安全を守る為には、学習した学問が総てでないことを知り、自分以外に市民を守る者はいないと自覚しなければならない。公共の為には内部告発も毅然として行う必要がある。
9. **市民と地球は自らが背負うこと** 我々が実社会で土木の構造物を造るに当たっては、前8項の自覚の下、自己の人格と知識経験を総動員し、「市民と地球は自らが背負うの信念」を固く持ち、確信ある技術の指導と実行に努めて、完全な土木構造物を造らなければならない。
10. **適法** 我々はその関係する事業に万一違法であるものを認めた時はその匡正に努めなければならない。
11. **名義** 我々はその内容が疑わしい事業に関係し、又は自己の名義を使用させてはならない。
12. **忠実** 我々は施工に忠実で市民の期待に背かないようにしなければならない。

（注）本憲章で「土木の専門家」とは土木工学の研究者及び実社会における土木技術者の総てを謂うものとす。博士・教授・研究者等、土木学会の会員の総てを含む。

D. 足を知る——造らない哲学

経済学者飯田経夫は、NHK人間大学の「『豊かな国』のゆくえ」で、最終講義を「足を知る日本人」——浪費は間違ったこと——『もの』でなく『こころ』の豊かさ——で結んでいる。彼によれば、出典は支那の古典『老子』であっても「足を知る」は極めて日本的な発想だと言う。デパートを隅から隅まで見て回っても、「今すぐ是非とも買いたい」と思うような商品が一向に見つからない日本の現状そのものが、正に足を知る状況なのであると言う。そしてバブルとその崩壊は、アメリカの要求に屈して「内需拡大」をやり過ぎた為であり、筆者や殆どの日本人は1999年の今又、アメリカと世界の口車にまんまと乗って、国が大借金の上に大借金を重ねても、人口減少と高齢化の為、彼等の言う景気回復はならず、日本は奈落の底へ落ちようとしている、と考えている。

医療についても、過剰医療と過剰投薬の為、病院は病人製造所と化しているという筆者の意見は、共に20年前に書かれ、最近日本語訳の出た二つの著書、一つはロシアのイヴァン・イリッチの「脱病院化社会」（原書名：LIMITS TO MEDICINE）、もう一つはアメリカのロバート・メンデルソンの「医者が患者をだますとき」（原書名：Confessions of a Medical Heretic）と全く同じである。そして過剰な医療の為、健康保険制度は年金制度と共に殆ど破綻し、将来今の若い人を守る保証はどこにもない。

土木工学に関しても、明治の文明開化の西欧直伝の翻訳工学から脱却し得ているか？ 今や明治130年、筆者が昨年の論文B項で述べた豊浜トンネルのspreading（巻出し）で20名の人命を亡くした。熊本県諫早湾の干拓で巨大な干潟を破壊し、残った海も生物のいない荒涼たる海と化している。名古屋湾のごみ処分場の為の干潟の埋め立ては、環境庁の反対で中止となったが、四国吉野川の二十番堰の造り変えは、住民投票が拒否され、議員と行政の手で進められようとしている。土木工学はこれまで、コンクリートダム、コンクリート堤防、水門等で豊かな水辺を全国で破壊してきた。僅かにささやかな魚道等を作りお茶を濁しているが、大きく見れば国民の血税を無駄遣いして、大切な自然を破壊したと言える。

【参考文献】 1) 「土木学会誌第24巻第5号」昭和13年5月

2) 伊藤勝彦「ささえあいの倫理学」（株）新曜社、1995年、P172